

2020年12月24日

NHK インターネット活用業務実施基準の変更の認可申請に関する
総務省の考え方に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示された「NHK インターネット活用業務実施基準の変更の認可申請に関する総務省の考え方」に対して下記の意見を述べる。

当委員会はかねて、NHK のインターネット活用業務が任意業務（放送法 20 条 2 項）である以上、受信料制度との整合性を取り、市場での公正競争を保持しつつ、あくまで「放送の補完」であるという位置付けのもと、抑制的に運用されなければならないと指摘してきた。NHK は今回の変更案で、ネット業務の費用上限を、従来の「受信料収入の 2.5%」から「年額 200 億円」に改める考えを示している。この金額は 2020 年度予算に当てはめると 2.87%に当たり、かつて自ら決めた 2.5%の枠を大きく超える。抑制的な運用に努める姿勢が見られず、今後なし崩しにネット業務を拡大しかねないと危惧する。

NHK は上限を改めるにあたって、必要な費用を算出したとしているが、オリンピック・パラリンピック東京大会の終了後も同規模の費用が必要なことについて、十分な説明がなされているとは言えない。コロナ禍により受信料収入が減少する可能性について言及しているが、減収によってネット業務の費用が 2.5%枠を超過するのであれば、相応の費用抑制を通じて枠内に収めるよう努めるのが筋である。仮に上限を 200 億円に設定するとしても、実施基準に「2.5%を目安に抑制的な業務運営を図る」と明記するなど、NHK が今後も抑制的な運用に努めるよう促す必要があると考える。

また、NHK のネット業務の在り方を考えるにあたっては、放送業界のみならず新聞・通信社のネット配信やネット企業を含めた民間メディアの事業に与える影響に十分留意すべきである。NHK が順守すべき放送法の趣旨である言論の多元性・多様性・地域性の確保は、NHK のみで達成できるものではなく、多数の地域情報の担い手との共存の上に成り立つ。総務省には、市場での公正競争の確保はもちろんのこと、多様な言論を通じた民主主義の維持・発展の観点からも、NHK に対し抑制的な運用に努めるよう促すことを求めたい。

以下、個別の問題点を指摘する。

<費用の上限の適正性>

前述のとおり、ネット業務に必要な予算について NHK から十分な説明があったとは言い難い。受信料収入が減収局面にあると述べる一方で、業務を聖域なく見直し、自ら決めた 2.5% の枠内に収めようとした様子もうかがえない。常時同時配信等業務にかかる費用についても、

別添算定根拠では 21 年度 54 億円、22 年度 62 億円、23 年度 64 億円と試算しているが、サービス開始に際しイニシャルコストが発生したことに鑑みれば、利用者増に伴うランニングコスト増を踏まえても、関連費用は圧縮されてしかるべきだ。今回示された費用上限が適正か否かを判断するには、より詳細な試算の公表が必要だと考える。

<市場の競争を阻害しない・競合事業者からの意見苦情等を適正に取り扱うための措置>

当委員会は、NHK に対し繰り返し、インターネット活用業務を抑制的かつ受信料制度の趣旨に沿って運用する観点から、「理解増進情報」の在り方を再定義すべきだと指摘してきた。常時同時配信・見逃し番組配信サービス「NHK プラス」が始まり、放送番組をそのまま配信することが可能になった以上、これを補足する情報は基本的に必要ないと考えるからだ。ネット専用コンテンツの制作や、それらを使った放送番組の宣伝は「理解増進」とは言えず、受信料の使途として不適切だ。受信料を原資にした実質上のプロモーションを「理解増進」という名目で野放しに許せば、競争上大きな不公正が生じる。「放送の補完」として真に必要な業務とは何かをゼロベースで検証し、受信料の使途として適正か、市場の公正な競争が担保されているか等の観点から、その必要性が検証されるべきだ。これは NHK の肥大化を抑制し、ひいては国民・視聴者への還元にもつながる。

以上の意見は、先般、競合事業者等の意見として NHK に提出している。しかし、審査・評価委員会に報告された NHK の検証結果からは、これを真摯に検討した様子は伺えなかった。実施基準の認可のために意見聴取の機会を設けたにすぎないとの疑念を抱かざるを得ず、現状、意見を適切に取り扱うために必要な措置が講じられているとは到底言えないと考える。第三者性を高めた組織による事後検証フローの構築など、意見を真摯に受け止め、それをもとに適正な運用を検討する体制の整備を促すことを求める。

<市場の競争を阻害しない・地方向け放送番組の提供に関する事項が適正か>

地方向け放送番組の見逃し配信に関し、放送開始直後に配信開始できない場合があり得ることを理由に、配信期間を通常の 7 日以内ではなく 14 日以内に変更した点についても、NHK の説明は不十分である。地方向け番組の配信強化の必要性は理解する一方、前述のとおり、多様な言論を確保する視点から抑制的な運用も求められている。配信開始から 7 日間とする場合の問題点や 14 日以内が適当である理由に関し、より丁寧な説明を NHK に対して求めるべきではないか。

以上